

## 都市計画法第 67 条第 1 項に基づく届出について

都市計画事業区域（狛江市が認可を受け都市計画道路等の整備を行っている区域）内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、当該土地建物等の予定対価の額及び当該土地を譲り渡そうとする相手方を書面で狛江市に届け出なければなりません。

届出後 30 日以内に狛江市が届出者に対し土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、狛江市が優先して買取ることができます。狛江市が届出者に対し土地建物等を買取らない旨の通知をしたときは、当該土地等を譲り渡すことができます。

### ◇事業施行区域

狛江市では、現在以下の都市計画事業が認可を受け施行中です。

事業名	事業者
調布都市計画道路 3・4・16 号和泉多摩川藤塚線 (電中研前区間)	狛江市
調布都市計画道路 3・4・16 号和泉多摩川藤塚線 (岩戸北区間)	
調布都市計画道路 3・4・23 号稲荷前線	
調布都市計画道路 3・4・2 号水道道路線	※東京都

※東京都が認可を受け都市計画道路の整備を行っている区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、東京都北多摩南部建設事務所（電話：042-330-1813）にお問合せください。

### ◇届出方法

必要な書類等は、以下のとおりです。正副 1 部を狛江市役所まちづくり推進課（市役所 5 階）へ提出してください。

1. 土地建物等有償譲渡届出書
2. 当該土地の案内図（※当該地を着色し明示したもの）
3. 当該土地の公図の写し（※当該地を着色し明示したもの）
4. 土地の登記事項証明書
5. 建物の登記事項証明書
6. 委任状

### ◇申請先・問い合わせ先

狛江市都市建設部まちづくり推進課（市役所 5 階）

電 話：03-3430-1111（内線 2542・2543）